

令和 7 年度加古川市地理情報システム構築運用業務  
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市企画部  
デジタル改革推進課  
（令和 7 年 5 月）

## 1 趣旨

本市では、平成 22 年より統合型地理情報システム（以下「統合型 GIS」という。）及び公開型地理情報システム（以下「公開型 GIS」という。）を構築し、統合型 GIS は「市内における地理情報の共有化」を、公開型 GIS は「統合型 GIS 等で作成した地理情報の公開」を目的として運用してきた。

現行システムが、サービス開始から 5 年経過することに伴い、業務のさらなる効率化、高度化を図るとともに、住民サービスの向上に資することを目的として、統合型 GIS 及び公開型 GIS を更新する予定である。

これらを踏まえ、加古川市地理情報システム構築運用業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業 務 名 : 加古川市地理情報システム構築運用業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 : 「加古川市地理情報システム構築運用業務仕様書」（別紙 1、以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間 : 契約締結日から令和 12 年 11 月 30 日まで

※なお、地理情報システム構築業務委託契約（以下「構築業務」という。）と地理情報システム使用契約（以下「運用業務」という。）はそれぞれ別に締結するものとする。

ア 構築業務：契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで

イ 運用業務：令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで（5 年間）

※契約形態は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約による 5 年間の使用契約とし、システム使用料は、システム稼働から 60 ヶ月間の月額均等払いとする。

※次年度以降において、この契約にかかる予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

## 3 施行予定額（予算額）

計 60,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

<内訳>

ア 構築業務：提案上限額 19,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 運用業務：提案上限額 40,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市地理情報システム構築運用業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに本市に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と契約候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

|        |                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の要件 | 次のすべての要件を満たさなければならない。<br>・ JIS Q 15001（プライバシーマーク）の認定を取得していること。<br>・ ISO27001（ISMS）の認定を取得していること。<br>・ ISO27017（ISMSクラウドセキュリティ）の認定を取得していること。     |
| 入札参加資格 | 加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。<br>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。<br>(2) 市税を滞納していないこと。<br>(3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 |
| 入札参加措置 | プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。                                                                  |
| 業務実績   | 平成27年4月1日以降において、人口が15万人以上の地方公共団体（令和7年4月1日時点）で、地理情報システム構築業務または地理情報システム運用業務の実績があること。（業務実績には、現在履行中の業務を含む。）                                        |
| 経営の安定性 | ・ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。<br>・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始                               |

|               |                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。 |
| 契約の相手方としての適格性 | 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。                                          |

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 参加申込後の質疑・回答

参加申込後の質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式1)に質問事項を記載のうえ、令和7年5月22日(木)から令和7年6月4日(水)17時までに、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「地理情報システム構築運用業務に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和7年6月6日(金)を目途に回答する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

## 10 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式2)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて提出すること。提出にあたっては、「11 企画提案について(3) 提出の期限、方法及び場所 イ 提出方法」に従って提出すること。

なお、「移行データ一覧」(別紙2)については、「プロポーザル参加表明書」の提出があった者のみ送付することとする。

ア 関係書類：

#### ① 会社概要票(様式3)

JIS Q 15001(プライバシーマーク)、ISO27001(ISMS)及びISO27017(ISMSクラウドセキュリティ)の認定を取得していることが確認できる書類の写し等を添付すること。

#### ② 加古川市市税確認承諾書(様式4)

※課税の有無に関わらず提出すること。

#### ③ 国税に関する納税証明書(その3の3)

※写し可。令和7年3月3日以降に発行されたものに限る。

#### ④ 業務実績調書(様式5)

※参加資格要件に定める業務実績の分かる契約書、仕様書等の写しを添付すること。

#### ⑤ 会社概要(パンフレットなど任意)

イ 提出期限：令和7年5月21日(水)17時 必着

ウ 提出場所：「18 問い合わせ先」

(2) 参加申込に関する問い合わせ

質問がある場合は、令和7年5月2日（金）から令和7年5月14日（水）正午までに、質問事項を記載のうえ、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「地理情報システム構築運用業務に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

(3) 参加申込に関する問い合わせに対する回答

参加申込に関する質問に対する回答は参加者全員に電子メールにて令和7年5月16日（金）を目途に回答する。

(4) 資格審査

本市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和7年5月28日（水）までに参加希望者に電子メール及び文書で通知するものとする。

参加資格審査結果の通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「18 問い合わせ先」に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書の作成

参加者は、仕様書及び「提案書等作成要領」（別紙3）等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書等に記載された内容については、提案書等作成要領「3 効率性・利便性向上への提案」を除き、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式7）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

提案書等作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、30枚以内とすること（A4版両面の場合は15枚）。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 7部

※「企画提案書等提出届」(様式7)の「1 提出書類」に記載された各提出書類の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚提出すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office 及びAcrobat Readerにて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和7年6月13日(金)15時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日(土・日曜、祝日を除く。)のうち、8時30分から17時15分(12時から13時を除く。)までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「18 問い合わせ先」

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーションの実施

提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

(1) 日程及び場所等

実施日程：令和7年6月20日(金)(予定)

実施場所：加古川市役所 新館4階 OALーム

※ 時間、場所等の詳細については、令和7年6月13日(金)を目途に電子メールで通知する。

※ プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明25分、質疑10分を予定している。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、システムのデモンストレーションを交えながら本市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。

イ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。

エ プレゼンテーションの最初に、プレゼンテーションで使用する端末のスペックと仕様書に記載する本市の実行環境(動作環境)の違いを比較して、本市の実行環境(動作環境)における起動速度や処理速度の見込みについて説明すること。

オ プレゼンテーションで用いるネットワークの通信速度は100Mbps以下とすること。

カ 出席者は5名以内とすること。

キ プレゼンテーションは、本業務の配置予定となっている管理技術者(プロジェクト

の実質的な責任者)を中心に実施すること。また、担当技術者(メイン業務を担当する者)が参加していることが望ましい。

ク 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

ケ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

### 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「採点基準表」(別紙4)により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち価格点を除いた 240 点満点中の 6 割に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して 5 日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって「18 問い合わせ先」に説明を求めることができるものとする。

### 14 契約締結に向けての協議

#### (1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

#### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

#### (3) 契約書について

契約書は、本市が用意したものを使用する。

#### (4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の 10 分の 1 に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

### 15 日程及び提出書類等

| 事務等の名称          | 日程・締切                            | 提出書類等          |             |
|-----------------|----------------------------------|----------------|-------------|
| 参加申込            | 令和 7 年 5 月 21 日(水)<br>17 時まで(必着) | 様式 2～様式 5、必要書類 | 参加希望者<br>⇒市 |
| 参加資格審査結果の<br>通知 | 令和 7 年 5 月 28 日(水)ま<br>でに発送      |                | 市⇒参加希<br>望者 |

|           |                   |                           |       |
|-----------|-------------------|---------------------------|-------|
| 質問締切      | 令和7年6月4日（水）17時まで  | 様式1                       | 参加者⇒市 |
| 質問に対する回答  | 令和7年6月6日（金）を目途に回答 | メールで回答                    | 市⇒参加者 |
| 企画提案書提出   | 令和7年6月13日（金）15時必着 | 様式7～様式11<br>企画提案書<br>見積書等 | 参加者⇒市 |
| 実施日程通知    | 令和7年6月13日（金）      |                           | 市⇒参加者 |
| プレゼンテーション | 令和7年6月20日（金）（予定）  |                           | —     |
| 選定結果等の通知  | 令和7年6月25日（水）までに発送 |                           | 市⇒参加者 |
| 契約候補者との協議 | 令和7年6月30日（月）まで    | —                         | —     |
| 次点者との協議   | 令和7年7月4日（金）まで     | —                         | —     |
| 契約締結日（予定） | 令和7年7月7日（月）       | （契約書）                     | —     |

※ 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

## 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

## 17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 募集要領、提案書等作成要領に定める事項に違反した場合

ウ 構築業務及び運用業務それぞれの見積額が「3 施行予定額（予算額）」において提示している提案上限額を超過した場合

エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

オ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。



- (6) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市企画部デジタル改革推進課（加古川市役所新館4階）

住 所：〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電 話：079-427-9127 F A X：079-429-2265

E-Mail：kik\_jouhou@city.kakogawa.lg.jp

担 当：濱田・廣島

以 上